

昨年度、相続分野における民法改正が約40年ぶりに行われたことは、当レポートでもご紹介しましたが、その内の大部分が今月7月1日から施行されていますので、今号において改めて再確認いたします。

1. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における

居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

【改正前】

生前に配偶者に居住用不動産の贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われ、贈与された当該不動産についても、相続財産に足し戻される(「持ち戻し」)ため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになってしまう。

⇒生前贈与等を行った趣旨が遺産分割結果に反映されない

〔事例〕

相続人: 配偶者と子1名(長男)/遺産: 現金 6,000 万円
但し、生前に居住用不動産を配偶者に贈与 3,000 万円
※配偶者の取り分

$(6,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) \times 1/2 - 3,000 \text{ 万円} = 1,500 \text{ 万円}$
最終取得額 ⇒ 1,500 万円 + 3,000 万円 = **4,500 万円**

【改正後】

“婚姻期間が20年以上の夫婦間”で“居住用不動産(建物またはその敷地)の贈与があった場合”は、当該不動産については“持ち戻し免除”の意思表示があったものとする規定(被相続人の意思の推定規定)が設けられることにより、生前贈与分を相続財産と見做す必要が無くなった。

⇒生前贈与等を行った趣旨に沿った遺産分割が可能に

※上述の事例での配偶者の取り分

$6,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 万円}$

最終取得額 ⇒ 3,000 万円 + 3,000 万円 = **6,000 万円**

2. 遺留分制度の見直し

まず“遺留分”とは、遺言によって法定相続分を侵害された法定相続人が、一定の割合で遺言を否定して法定相続分の一部を取り戻すことができる最低限の権利のことで、その権利を認められるのは基本的には配偶者・子・親が該当し、兄弟姉妹は除かれます。

遺留分として取り戻せる割合は、原則“法定相続分の2分の1”です。遺言による遺産分割内容に納得しない場合、侵害された相続人は、その侵害額を、遺留分を侵害している受遺者や受贈者に請求することができます(遺留分減殺請求)。

【改正前】

これまで、遺留分権利者はその侵害額について現物での返還しか求めることができず、例えば不動産や会社の株式等の財産について、遺留分権利者と受遺者または受贈者という利害が対立する者どうしの“共有状態”が生じ、事業承継の支

障になっているという問題がありました。

〔事例〕

相続人: 子2名(長男と長女)

遺産: 事業用土地建物 7,000 万円, 現金 1,000 万円

『事業用土地建物 ⇒ 長男 / 現金 ⇒ 長女』という遺言に対して長女が“遺留分減殺請求”を行う

長女の遺留分侵害額 = $(7,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円}) \times 1/2 \times 1/2 - 1,000 \text{ 万円} = 1,000 \text{ 万円}$

※事業用土地建物 7,000 万円の内 6,000 万円分の持分が長男残り 1,000 万円分の持分が長女という“共有状態”が生じる

【改正後】

- ① 遺留分減殺請求により生ずる権利は“金銭債権化(金銭でのみ請求)”されるため、財産の共有状態が回避可能に。
⇒遺言者の意思を尊重することができる
- ② 金銭を直ちには準備できない受遺者又は受贈者の利益を図るため、受遺者等の請求により、裁判所が金銭債務の全部又は一部の支払いにつき相当の期限を許可することができるようになりました。

3. 特別の寄与料の制度の創設

【改正前】

相続人以外の被相続人の親族(長男の妻など)が無償で被相続人の療養看護等に尽力したような場合、何ら尽力ない相続人が相続財産を取得できるのに対して、尽力した当該親族は相続財産の分配に与られず、不公平と言われてきました。

【改正後】

相続人以外の被相続人の親族(長男の妻など)が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。

但し、遺産分割の手続きが過度に複雑にならないように、遺産分割自体は、これまでと同様に相続人だけで行い、別途、相続人に対する金銭請求(寄与料)を認めるものです。

4. 預貯金の払戻し制度の創設

これまで預貯金債権は、遺産分割が終了するまでの間は、共同相続人による単独での払い戻しができず、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済等の資金需要の対応がしづらい状況にありましたが、今後は、預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は遺産分割が終わる前でも、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。

※単独で払い戻しをすることができる額(各口座毎)

= $\text{相続開始時の預貯金債権の額(口座毎)} \times 1/3 \times \text{当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分}$

(但し、1金融機関あたり150万円が払い戻しの上限)